

新潟県共通封筒掲載広告選定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新潟県が共同購入により調達する封筒（以下「共通封筒：長形3号及び角形2号」という。）に掲載する広告の決定について必要な事項を定めるものとする。

(広告内容)

第2条 掲載する広告は、別表1のいずれにも該当しないものとする。なお、広告には、広告主の氏名又は名称及び連絡先について明確に表示しなければならない。

(申込資格)

第3条 広告を申し込むことができる者は、別表2のいずれにも該当しない者とする。

(広告主の決定)

第4条 広告掲載申込書に記載された広告主及び広告内容が、共通封筒に掲載する広告として適当であると認められる者のうち、それぞれ広告掲載申込価格が最も高い者を広告主として決定し、契約書を取り交わすものとする。

(広告原稿の提出及び広告内容の承認)

第5条 広告主は別に定める日までに県に広告の原稿を提出し、掲載しようとする広告について、あらかじめ県の承認を受けなければならない。

(広告審査)

第6条 県は、広告主及び広告内容・表記について審査するため、共通封筒広告審査会を設置する。審査会の設置については別に定める。なお、審査の結果、広告内容については修正を求めることがある。

附 則

この要領は、平成27年8月26日から施行する。

別表 1（掲載できない広告）

- (1) 法律で禁止されている商品、無許可商品、粗悪品などの不適切な商品やサービスを提供するための広告
- (2) 消費者の利益の確保及び公正な競争の観点より、次の表示（表現）を含む広告
 - ア 実際よりも、又は競争業者のものよりも、著しく優良又は有利であると消費者に誤認される表示（不当表示）
（合理的な根拠を示す資料がない場合は不当表示とみなす。）
 - イ その他、消費者に誤認されるおそれのある表示
 - ウ 射幸心をあおる表現
- (3) 青少年保護の観点より、次の表示（表現）を含む広告
 - ア 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
 - イ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
- (4) 政治性又は宗教性のある広告
- (5) 意見広告や個人の広告
- (6) その他、共通封筒に掲載する広告として適当でないと県が認める広告

別表 2（広告を申し込むことができない者）

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）において「風俗営業」と規定される業種及び風俗営業類似の業種に携わる者又は業者
- (2) 消費者金融業に携わる者又は業者
- (3) 賭博性が認められる業種に携わる者又は業者
- (4) 社会問題を起こしている業種に携わる者又は業者
- (5) 暴力団（新潟県暴力団排除条例（平成 23 年新潟県条例第 23 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (6) 暴力団員（条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (7) 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者
- (8) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- (9) 自己、その属する法人、法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (10) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (11) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (12) 県税を滞納している者
- (13) その他行政の品位を損なうおそれ又は県民に不利益を与えるおそれのある業種に携わる者又は事業者で適当でないと県が認める者